

V 増掘又は動力の装置の許可申請

1 増掘又は動力の装置の許可が必要な場合

増掘とは、温泉のゆう出路の口径拡張、深度の増加、その他ゆう出路に変更を加えて、ゆう出量を増加させる行為をいい、自然にゆう出している温泉のゆう出口を掘削する行為もこの許可が必要となります。

動力の装置とは機械、人力を問わずゆう出量を増加させる装置を設置することいい、電動機その他、手押しポンプの装置もこの許可が必要となります。また、一度許可を受けた装置の変更の場合に、ゆう出量の増加をきたすような変更を伴う場合は新たな許可が必要となります。

なお、土地掘削許可申請と同様、本申請についても、温泉法第32条において、審議会の意見を聴くことが規定されていることから、審議会の開催時期を事前に確認した上で、申請してください。

2 増掘又は動力装置の許可申請について

(1) 申請書類

沖縄県温泉法施行細則第8号様式(増掘)、第9号(動力装置)による(95、97ページ)。

(2) 添付書類

①増掘の場合

添付書類は土地掘削許可申請(第1号様式)に準じる。

②動力装置の場合

添付書類は「温泉法施行規則(省令)で定められた書類」、「温泉法施行細則で定められた書類」、「審査の参考とする書類」を添付する必要があります。

●温泉法施行規則(省令)で定められた書類

①	動力を装置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取り図 ・25,000分の1及び3,000分の1程度の地図
②	申請者が法第11条第2項で準用する法第4条第3号から第5号までに該当しないことを証する書類(法人の場合にあつては役員全員が該当しないことを証する書類) ・所定の様式なし ・法人の役員全員の記名押印又は署名による誓約(書面は1枚にまとめてもよい)

●温泉法施行細則で定められた添付書類

①	動力を装置しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図 ・地形的な情報を把握するために提出を求めている。 ・地形図の入手が困難な場合又は都市部における動力装置のため、地形情報が不要と思われる場合にあつては事前に相談すること。
②	動力を装置しようとする地点から半径500メートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、当該源泉の位置及び当該源泉と動力を装置しようとする地点との距離を記載した図面
③	動力を装置しようとする地点から半径2キロメートル以内に取水施設がある場合にあ

	<p>っては、その位置を記入した図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共による取水施設の有無については各市町村水道局に確認すること。 ・民間による井戸の利用状況については特に配慮が必要と思われる場合に提出を求められることがあるので事前に相談すること。
④	<p>温泉の利用計画を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式なし ・温泉水の利用予定量を可能な限り詳細に示すこと。 ・温泉水を利用する施設の平面図、立面図等を添付すること。 ・動力の付け替えの場合、揚湯量を増加させる具体的な理由を明かにすること。
⑤	<p>動力の装置の方法を明らかにした書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力の装置の方法(具体的な作業方法や作業スケジュール等)、可燃性ガス対策等 ・可燃性ガス対策はゆう出が見込まれなくとも万が一に備えて確実に実施すること。
⑥	<p>排水の処理方法を明らかにした書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉を河川又は海域等に放流するまでの排水処理方法を明らかにすること。 ・排水地点が道路側溝、河川、海域等で、特に管理者等との協議を必要とする場合にあっては協議の状況を明らかにした書面
⑦	動力装置仕上断面図
⑧	温泉成分分析書の写し
⑨	<p>揚湯試験結果の報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階試験、連続試験、水位回復試験の結果を提出すること。
⑩	動力装置性能曲線表

●審査の参考とする添付書類

以下の書類については、動力を装置しようとする場所の地形、地質、自然環境の状況によって異なりますので、事前に自然保護課と調整してください。

①	<p>法人の場合にあっては登記事項証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の役員全員の誓約書が提出されているかを確認するため写しを提出。
②	<p>動力を装置しようとする地点及びその付近を写した天然色写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会では現地の状況をパワーポイントで紹介するため、電子版を併せて提出すること。
③	<p>動力を装置しようとする地点の周辺に特に配慮を要する動植物の生育・生息地等がある場合にあっては、温泉排水等による影響を回避・低減する措置の検討状況を記した書類</p>

(3) 増掘又は動力装置の許可の有効期間(法第5条(第9条第2項で準用))

土地掘削許可と同様に許可の有効期間は許可の日から起算して2年となっており、2年を経過するまでに増掘工事又は動力の装置を完了する必要があります。

この有効期間は1回に限り更新することができますが(第2号様式)、工事が災害その他やむを得ない理由により有効期間内に完了しないと見込まれる場合に限り認められ、自己の理由による場合は更新の対象とはなりません。

(4) 工事着手届及び工事完了届

①工事着手届出書(第5号様式) ※着手した日から7日以内

保健所に2部提出(作業スケジュール、作業開始前後の写真を添付)

②工事完了(廃止)届出書(第7号様式)

保健所に2部提出(温泉掘削井柱状図・揚湯試験結果(増掘)、掘削完了後の写真を添付)

(5) 増掘又は動力装置の許可申請の処理期間

審議会の開催時期によって異なりますが、基本的に2～3ヶ月程度かかります。

(6) 増掘又は動力装置の許可の承継について

平成19年10月20日施行の温泉法の一部改正により、許可を受けた法人が合併又は分割する場合及び許可を受けた者が死亡した際に掘削の事業の相続が行われた場合(死亡後60日以内に限る)、都道府県知事の承認を受けることで、許可を承継することが可能となりました。

地位承継承認申請様式は、法人の合併又は分割の場合は第3号様式、相続の場合は第4号様式となりますので、省令で定められた書類を添付して申請してください。

なお、譲渡の場合、承継の対象とはなりませんので、改めて許可を取り直す必要があります。

※法人の合併又は分割の場合における承認の要・不要は12ページを参照してください。

(7) 氏名等の変更・廃止届について

①住所又は氏名の変更の場合

増掘又は動力装置の許可を受けた者が、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、変更があった日から20日以内に変更届出書(第25号様式)を知事に提出しなければならない。

②動力装置の使用を止めた場合

法第11条第1項の許可を受け、動力を装置した場合において、当該動力装置を廃止したときは、その日から20日以内に廃止届出書(第27号様式)を知事に提出しなければならない。

(8) 留意事項

①審議会への諮問期限は事務処理期間を考慮し、審議会開催の1ヶ月前が締め切りとなります。

②審議会の開催時期は諮問の内容や委員の日程調整により前後する場合がありますので、事前によく確認してください。

③審査にあたって現地調査を行うことがあります。その際は申請人の立ち会いを求めます。

④工事着手届は2年を経過するまでに工事が完了しないと判断された場合、受理されないことがあります。